

熊本弁護士会声明

優生保護法被害札幌地裁判決を受けて

2021年1月15日

優生保護法に基づく不妊手術に関する国家賠償請求訴訟熊本弁護士会

本日、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟において、札幌地方裁判所民事第5部は、原告らの請求を棄却した。

判決は、旧優生保護法は、人権を侵害するものであり、この人権侵害を「正当化する余地はおよそないものと言わざるを得ない」などとして、憲法13条、憲法14条1項、憲法24条2項に違反するものであることを明確に認めた上で、国会議員がこうした違憲の旧優生保護法を制定し、優生条項を設けたことは、国家賠償法上も違法であると認定した。

にもかかわらず、判決は、原告に対して優生手術が行われたのが昭和35年頃であるので、それから「20年後の昭和55年頃の経過をもって法律上当然に消滅したものといわざるを得ない。」として、請求を棄却している。

また、旧優生保護法を改廃した後に救済措置等を採らなかったという不作為責任に関して、救済立法の制定の必要性やその内容をどうするのかは、「国会に委ねられた立法裁量の問題であるものといわざるを得ず、その立法不作為につき直ちに違法との評価をすることは困難である。そして、国会の立法不作為につき違法と評価することができない以上、厚生労働大臣の不作為についても違法と評価する余地はない。」として、不作為責任についても、原告らの訴えを退けた。

しかしながら、旧優生保護法に基づく優生政策は、国家が組織的にしかも長期にわたって繰り返してきた人道に反する犯罪的な行為である。こうした優生政策によって社会自体が、障害者を劣等な人格として処遇する社会に大きく変貌し、障害者はそうした社会の中で、人権侵害に耐えて生きることを強いられてきたのである。

このよう社会的に孤立することを強られる社会状況の中で、しかも、優生保護法が廃止もされていない時代に、自らを社会に晒すことを覚悟して訴えを起こすことは到底不可能なことである。

にもかかわらず、そうした状況を直視せず、しかも、そうした社会構造の中なかで優生保護法体制下に組み込まれた司法が自らの責任を顧みることなく、あえて除斥期間内に訴えの提起を求めることはあまりにも不正義であると言わざるを得ない。

このように、たかだか20年の経過で無罪放免するのは、許しがたいことであり、人権の最後の砦としての司法の役割を放棄するものである。

熊本訴訟弁護団としては、札幌地裁判決の不当性を強く非難するとともに、熊本の原告らをはじめ、全国の被害者と共に全力で闘うことを改めてここに表明する。

以 上